



出版契約書 (文庫版)

太陽風交点

ホリ
アキラ
堀 晃

著者
ラッカガタ

著作権者(甲)

大阪市大淀区豊崎五丁目
五二四一七〇二

住所
氏名
(著作者との関係)

〒531 堀
電話〇一三七一一四六七
晃

出版権者(乙)

住所
名称
代表者役職氏名

東京都港区新橋四丁目一丁目一
株式会社
代表取締役
徳田 康 快

原稿の引渡期日
昭和五十六年一月十五日

公刊期日
昭和五十六年三月五日

一回発行部数
八〇、〇〇〇部

定価
三八〇円

収録作品
可太陽風交点(日刊書房刊)に収録
された全作品

印税

定価の 一〇%

支払時期
刊行月の翌々月十五日に第一回以降逐月十五日支払

献呈部数
十部

無印税部数

校印の方法
相互の信頼に基づき廃止する

備考

昭和五十六年二月十九日作成

乙第一号証の二△

出版契約約款

- 第一条 (出版権の設定) 甲は表記の条件ならびに本約款に基づき、本著作物の出版権を乙に設定する。
- 第二条 (排他的・独占的使用) 甲は、この契約の存続期間中に、本著作物の全部または一部、もしくは明らかに類似と認められる内容の著作物を、乙の同意なくして、自ら他に転載もしくは出版し、または他人をして他に転載もしくは出版させない。
- 第三条 (出版権の登録) 乙は第三者に対抗するため、第一条の出版権の登録を行うことができる。
- 第四条 (著作人格権の保護) 乙が出版に適するよう著作物の内容・表現、もしくはその書名・題名に変更を加える場合には、予め甲の承諾を要する。
- 第五条 (改訂増補) 本著作物の改訂増補について、その必要が生じたときは、甲乙協議する。
- 第六条 (第二次著作物への使用) 1. 甲が本著作物を翻訳もしくはダイジェスト・映画・演劇・ラジオ放送・テレビ放送・録音・録画などの第二次著作物に自ら使用し、もしくは他人をして使用させる場合には、甲は事前に乙に相談するものとする。
2. 前項の場合、それぞれの具体的条件については甲乙協議する。
- 第七条 (全集その他の編集物への収録) 甲は、本著作物をこの契約存続期間中に、全集その他の編集物に収録し、これを出版するときは、乙の承諾を得なければならぬ。
- 第八条 (出版権または著作権の譲渡) 甲もしくは乙が、著作権もしくは出版権の全部または一部を第三者に譲渡しようとするときは、予め文書による同意を要する。
- 第九条 (災害の場合の処置) 地震・水害・火災、その他不可抗力により、本著作物に関して損害を蒙ったときには、その処置について甲乙協議する。
- 第一〇条 (契約解除) 甲または乙が、この契約に定めた事項に違反したときは、他の一方はこの契約を解除し、損害を受けたときは損害賠償の請求ができる。
- 第一一条 (紛争の処理) この契約に関し紛争が生じたときは、甲乙双方は、社団法人日本著作権協議会、または甲乙の同意する第三者に仲裁を依頼することができる。
- 第十二条 (出版権の期間) 本契約の有効期間は、初版発行日より三〇年とする。但し、本期間中に重版された場合、その最終発行日よりさらに二〇年ずつ自動的に延長する。
- 第十三条 (契約の変更) この契約内容について、変更または追加すべき事項が生じたときは、甲乙協議する。
- 第十四条 (保有的義務) 本契約を証するため、同文二通を作り、署名捺印の上、各自その一通を保有する。

右正写致しました

辯護士 齋藤

弘

